

2012年5月発行 第45号

つちや通信

土屋税理士事務所
アイフィールド有限会社
福山市西深津町5-6-2
TEL: 084 - 923 - 6948
http://ai-field.co.jp

若葉が目まぶしい季節になりました。
とはいえ、梅雨入り間近でございます。どうぞお身体を大切にお過ごしください。



土屋税理士事務所、アイフィールド(有)のホームページを
ご覧ください♪
HPアドレス ⇒⇒⇒ <http://ai-field.co.jp>

税制改正法案が成立！

ねじれ国会の影響もあって平成23年度税制改正案が一部のみ成立していましたが、そこで成立しなかった旧法案のうち、主要項目を含む改正法案が平成23年12月2日に公布・施行されました。ただし、審議中であった相続税の基礎控除の引下げや贈与税の税率構造の緩和、相続時精算課税制度の対象となる受贈者への孫の追加といった改正事項は見送られています。

さらに12月7日には、復興特区における税制上の特例措置等を織り込んだ「東日本大震災復興特別区域法」が成立しています。このように税制改正に関する法律が小分けに成立・施行されている中、平成23年12月10日に閣議決定された平成24年度税制改正大綱は小振りな改正にとどまっています。

～平成23年度税制改正等（平成23年12月2日公布分）～

法人税率の引下げと復興特別法人税

平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率が引き下げられます。
その一方で、復興財源確保のため『復興特別法人税』が課税され臨時的な増税が行われることとなります。平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度から3年間は、法人税額の10%を復興特別法人税として、法人税と同じ時期に申告・納付します。

【法人税率と復興特別法人税】

対象法人	税目	平成24.3.31以前開始事業年度		平成24.4.1から平成27.3.31までの間に開始する事業年度(3年間)	
		課税所得金額		課税所得金額	
		年800万円以下	年800万円超	年800万円以下	年800万円超
中小法人等	法人税	18%	30%	15%	25.5%
	復興特別法人税	—	—	法人税額×10%	

復興特別所得税の創設

東日本大震災からの復興財源の確保として、平成25年から平成49年分までの25年間、所得税に『復興特別所得税』が課されます。
個人及び法人は、復興特別所得税を通常の所得税に上乗せして納めることになります。

【算式】 復興特別所得税額 = **基準所得税額** × **2.1%**

どのような所得税額に対して復興特別所得税は課されるの？
個人の方が申告納税する所得税の他、源泉所得税を含むすべての所得に対する所得税額に対して課されます。例えば利子、配当所得・給与所得・退職所得・公的年金等・〇〇士への報酬料金等の源泉徴収に関しても2.1%が上乗せされます。

（注）給与所得の方は、平成25年1月1日以降に支払を受ける給与等から復興特別所得税が源泉徴収されることとなります。
法人についても、平成25年1月1日から平成49年12月31日までに生じる利子及び配当等に対する源泉所得税に2.1%を上乗せして源泉徴収されます。

定率法の償却率の見直し

【250%⇒200%定率法への改正】

減価償却方法として定率法を採用し、平成24年4月1日以後に終了する事業年度からの法人及び個人事業主において、平成24年4月1日以後に取得した減価償却資産(有形固定資産)について、適用される定率法の償却率が、定額法の償却率を2倍した償却率(200%定率法)に引き下げられました。

【改正事業年度の平成24年4月1日以後取得された減価償却資産の250%定率法の経過措置】

平成24年4月1日以前に開始し、かつ同日以後に終了する事業年度(改正事業年度)においては、平成24年4月1日からその事業年度終了の日までに取得したものについても平成24年3月31日以前に取得したものとみなして250%定率法により、償却することができます。

欠損金の繰越控除制度等の見直し

【青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度】

青色申告書を提出した事業年度の欠損金等の翌期以降に繰り越せる期間が延長されました。各事業年度開始の日前**9年以内**(改正前は7年以内)に開始した事業年度において生じた欠損金額が、適用対象になります。
納税者にとっては、繰越欠損金を長く使用できる為、有利な改正です。

※ 平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用されます。

【帳簿書類の保存】

この改正に伴って、平成20年4月1日以後に終了した事業年度の帳簿書類の保存期間は**9年間**(改正前は7年間)となりました。

～平成24年度税制改正で成立した主な事項～

平成24年3月30日成立 3月31日公布

企業関係

●中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別税額控除制度について、対象資産の範囲の拡充を行うとともに適用期限の延長

●試験研究を行った場合の特別税額控除制度における「試験研究費の増加額に係る特別税額控除」又は「平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る特別税額控除」を選択適用できる措置の延長

●交際費等の損金不算入制度の延長

●中小企業者等が30万円未満の少額減価償却資産を取得した場合の即時償却（合計額300万円が限度）の延長

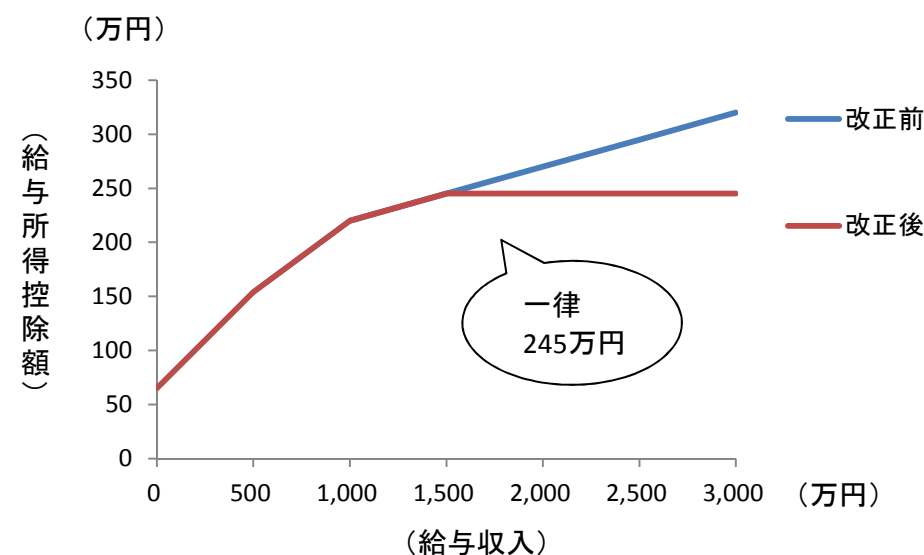


適用期限を
2年延長とする
（平成26年3月
31日まで）

個人所得税関係

●給与所得控除額の上限設定
給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の上限が設けられました。【平成25年分以後の所得税について適用】

給与等の収入金額1,500万円超の給与所得控除額の計算	
改正前	改正後
収入金額×5%+170万円 （上限なし）	245万円を上限とする



●役員退職手当等に係る退職所得の課税方法の見直し
役員等としての勤続年数が5年以下の者が支払いを受ける役員退職手当等に係る退職所得の課税方法について『退職所得控除額を控除した残額の1/2』とする措置が廃止されました。【平成25年分以後の所得税について適用】

勤続年数5年以下の役員等

退職所得 = 収入金額 - 退職所得控除額

改正前 (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2

その他

●住宅取得等資金の贈与の特例の延長及び拡充
直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、非課税限度額を次のとおり拡充した上、その適用期限が3年延長されました。【平成24年1月1日以後に取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用】

【非課税限度額】

	省エネルギー性・耐震性を備えた 良質な住宅用家屋	その他の住宅用家屋
平成24年中	1,500万円	1,000万円
平成25年中	1,200万円	700万円
平成26年中	1,000万円	500万円

児童手当法の一部が改正！

子ども手当改め児童手当に、平成24年6月分以降は所得制限が導入されます。
所得制限額以上の方の支給額は、児童の年齢に関係なく月額5,000円となります。



所得制限3つのポイント

- ◆収入ではなく、所得で判断
- ◆世帯の合計所得ではなく、最も所得の高い人で判断
- ◆所得制限基準は、扶養親族等の数で変わる

合算ではなく
年収の多い方で
判断します

扶養親族等の数	所得限度額	年収の目安
夫・妻(専業主婦)・子ども1人	698万	917万8000円以上
夫・妻(専業主婦)・子ども2人	736万	960万円以上
夫・妻(専業主婦)・子ども3人	774万	1,002万1000円以上

次のような方を ご紹介下さい



このような悩みをお持ちの方

- ◆ 仕事が忙しくて、経理はいつも後回し
- ◆ パソコンを導入して、経理を効率化したい
- ◆ 手書きで伝票や帳簿をつけているので大変
- ◆ 利益を前もって知り、少しでも節税したい
- ◆ 売上、経費、借入金状況をすぐ知りたい
- ◆ 利益計画、予算管理など計画的な会社経営をしたい

